

# 議第107号 呉市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 改正の趣旨

施設が老朽化していること及び利用者数が減少していることから、呉市公共施設に関する個別施設計画（令和3年3月策定）において令和5年度で廃止することとしている蒲刈診療所及び大地蔵診療所を廃止するものです。

## 2 廃止する施設の概要

### (1) 蒲刈診療所

所在地 呉市蒲刈町田戸2308番地1

建設年 平成8年

施設規模等 鉄筋コンクリート造，2階建て  
延べ面積 490平方メートル

診療日時 月曜日及び金曜日 13時30分から15時30分まで

#### 【利用状況】

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
延べ利用者数（人）	900	830	726	590	657
収支金額（千円）	△5,366	△4,234	△3,496	△4,167	△3,840

### (2) 大地蔵診療所

所在地 呉市下蒲刈町下島3397番地2

建設年 昭和58年

施設規模等 鉄筋コンクリート造，2階建て  
延べ面積 116平方メートル

診療日時 火曜日 13時から14時まで

#### 【利用状況】

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
延べ利用者数（人）	308	310	336	271	254
収支金額（千円）	△177	△500	△430	△373	△394

## 3 利用者等への説明及び周知並びに廃止後の受診

令和4年7月から11月にかけて、利用者並びに蒲刈町及び下蒲刈町の自治会長に診療所の廃止について説明をしました。

条例が呉市議会において可決され、公布された後速やかに、診療所内に廃止についての案内文を掲示するとともに、呉市ホームページ並びに蒲刈まちづくりセンター及び下蒲刈まちづくりセンターがそれぞれ発行する広報紙に掲載します。

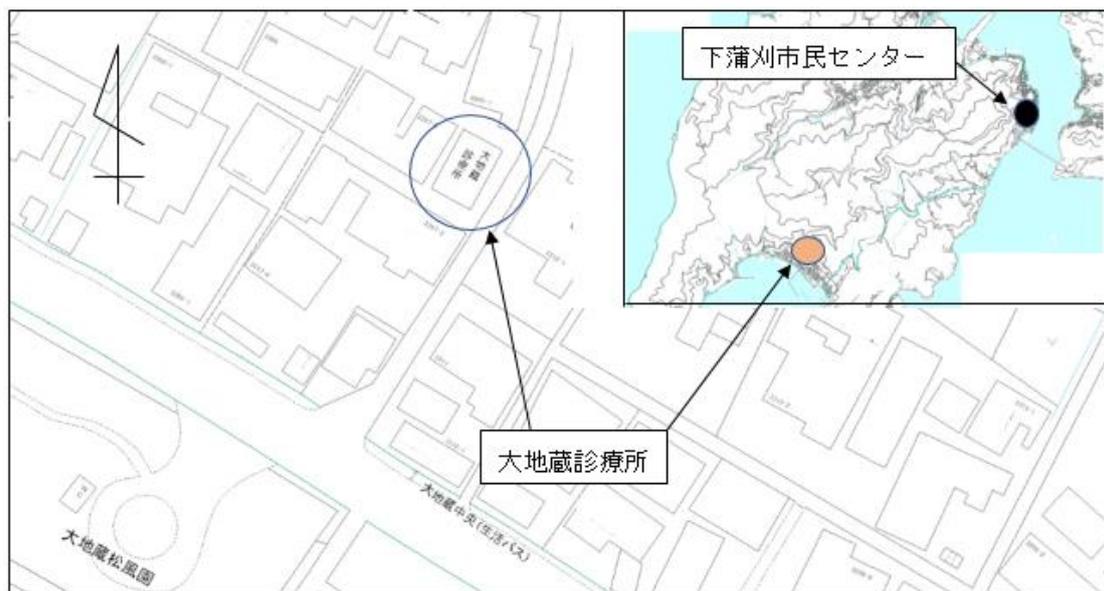
廃止後は、利用者が公立下蒲刈病院で受診しやすくなるよう、送迎車を運行します。

#### 4 位置図

##### (1) 蒲刈診療所



##### (2) 大地蔵診療所



#### 5 施行期日

令和5年4月1日